
◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 報1-1になります。報告第1号 専決処分の報告について。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成25年1月7日提出。白老町長。

次のページです。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成24年12月21日専決。白老町長。

平成24年度白老町一般会計補正予算（第8号）。

平成24年度白老町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,799万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして、4ページ、5ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正。

1、歳入、2、歳出につきましては、記載のとおりですので説明を省略いたします。

次のページ、事項別明細書につきましては担当課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（山本浩平君） 安達財政税務課長。

○財政税務課長（安達義孝君） それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出のほうの8ページ、9ページをお開きください。2、歳出。9款消防費、1項4目災害対策費、災害対策経費90万円の補正でございます。12月6日にあった暴風災害、最大瞬間風速29.8メートル。これは室蘭観測気象台では最大だったという内容でございます。これに対応しました経費でございます。職員手当は従事した職員の時間外14名分、需要費につきましては消耗品、ブルーシート等でございます。また、食糧費については避難者5名の弁当代でございます。13節の委託料につきましては、業者に委託した障害物の除去、建築物の被害対応でございまして、建築被害は21件、土木被害が16件でございます。この財源は全額一般財源でございます。

以上、歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の6ページ、7ページをお開きください。1、歳入。19款繰入金、1項12目財政調整基金繰入金90万円の計上でございます。今回の補正によりまして財政調整基金残高8,894万5,000円でしたが、今回の90万円を支

出したことによって残が8,804万5,000円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。